

那覇市公報

第 1 4 3 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

規 則

- 那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）・・・ 239
- 那覇市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則（人事課）・・・・・・・ 242

告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）・・・・・・・ 243
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）・・・・・・・ 245
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）・・・・・・・ 245
- 那覇市発注予定（工事）の公表について（契約検査室）・・・・・・・ 245

公 告

- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）・・・・・・・ 246

上下水道局告示

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について・・・・・・・ 247
- 那覇市排水設備指定工事店の更新について・・・・・・・ 247

教育委員会訓令

- 那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について・・・ 250

教育委員会教育長訓令

- 那覇市教育委員会局議規程の一部を改正する訓令…………… 251

選挙管理委員会告示

- 選挙人名簿の縦覧場所について…………… 252
- 在外選挙人名簿の縦覧場所について…………… 252

規 則

那覇市規則第34号

平成18年 5 月 1 日

公 布 済

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員退職手当支給条例施行規則(昭和47年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第5条の次に次の2条を加える。

(退職手当の調整額)

第6条 条例第9条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書の許可を受けて現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。)

当該休職月等

- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の育児休業により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のあった休職月等 退職した者が属していた条例第9条の4第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等(前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。) 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がな

い休職月等にあつては当該休職月等

- 2 退職した者の基礎在職期間に条例第5条の2第2項第2号に掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における条例第9条の4第1項並びに前項及び次項の規定の適用については、その者は、市長の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員(当該従事していた職務が市長の定めるものであったときは、市長の定める職務に従事する職員)

- 3 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに次の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する同表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において同表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

第1号区分	職務の級が9級であった者
第2号区分	職務の級が8級であった者
第3号区分	職務の級が7級であった者
第4号区分	職務の級が6級であった者
第5号区分	職務の級が5級であった者
第6号区分	職務の級が4級であった者
第7号区分	職務の級が3級であった者
第8号区分	職務の級が2級又は1級であった者

- 4 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の

末日の属する月に近い月にかかるものを先順位とする。

(その者の非違により退職した者)

第6条の2 条例第12条第2項第2号に規定する規則で定める者は、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた者とする。

第10条の2中「の各号」を削り、同条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第4号様式中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員退職手当支給条例施行規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第12号。以下「改正条例」という。)付則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例付則第2項に規定する規則で定める額は、改正条例付則第3項の職員が、市長の定めるところにより、那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)第10条第5項の国家公務員等としての在職期間において同条例第1条の職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。

那覇市規則第35号

平成18年 5 月 1 日

公 布 済

那覇市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則

那覇市特別職報酬等審議会規則(昭和52年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「並びに議会の会派又は議員に交付する政務調査費の額」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 2 5 号

平成 1 8 年 4 月 2 0 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式 (第 19 条関係)

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書

平成 18 年 4 月 14 日

那覇市長 様

実施機関 那覇市教育委員会
教育長 桃原 致

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	学校教育課 電話 832-4166
業 務 の 名 称	学校定期健診
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成18年 5月12日
目 的 外 利 用 等 を する 個 人 情 報 の 内 容	児童生徒氏名、学年、組、番号、裸眼視力、矯正視力、歯列・咬合状態、歯垢の状態、顎間接状態、処置・未処置状態等
目 的 外 利 用 等 を する 理 由	生活環境や生活習慣、食習慣等の各種環境要因と、口腔衛生状況及び、視力、ツベルクリン反応とアレルギー疾患の有症状況との関連等を解析するため
新たな利用課又は提供先	福岡大学医学部公衆衛生学教室 三宅吉博助教授
所 管 部 課	学校教育部 (局) 学校教育課 保健グループ 電話 832-4166 (内)

那覇市告示第 2 6 号

平成 1 8 年 4 月 2 0 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第 2 7 号

平成 1 8 年 4 月 2 7 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第 2 9 号

平成 1 8 年 4 月 2 8 日

掲 示 済

那覇市発注予定(工事)の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 1 2 年法律第 1 2 7 号)第 7 条第 1 項及び同法施行令(平成 1 3 年政令第 3 4 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、「平成 1 8 年度執行予定建設工事公表リスト」を公衆の閲覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 公表リストの名称

平成 1 8 年度執行予定建設工事公表リスト

2 公表の事項

- (1) 件名 (2) 予定期間
(3) 業種 (4) 概要
(5) 入札・契約方法 (6) 時期

3 公表の期間

平成18年4月28日から平成19年3月31日まで

4 閲覧の場所

都市計画部契約検査室工事契約班窓口及び市政情報センター並びに那覇市役所公式ホームページ

公 告

那覇市公告第13号

平成18年4月25日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
(2) 名称 5・5・那5号首里城公園

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

- (1) 収容の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし

5 事業施行期間 昭和62年10月23日から平成20年3月31日まで

6 変更の内容 事業施行期間の延長

7 縦覧の場所 那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 3 号

平成 1 8 年 4 月 1 3 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

新 規 指 定

指定 (登録) 番号 第 3 9 0 号

指定工事店名 有限会社 東志工業

営業所所在地 豊見城市字上田 9 5 番地の 1

代表者名 東川平 勇人

有効期間 自 平成 1 8 年 4 月 5 日

至 平成 2 3 年 3 月 3 1 日

那覇市上下水道局告示第 4 号

平成 1 8 年 4 月 1 3 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の更新について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、別紙のとおり更新をしたので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

那覇市下水道排水設備指定工事店更新名簿

指定 番号	指 定 店 名		代 表 者	更新年月日
3	有限会社 コマツ設備	那覇市与儀1丁目14番12号	新里 尚志	H18年4月1日
10	三栄工業 株式会社	那覇市港町3丁目2番8号	仲村 達	〃
12	桐和空調設備 株式会社	那覇市曙1丁目8番1号	金城 勝義	〃
17	合資会社 第一設備	那覇市与儀2丁目12番25号	武村 盛信	〃
20	株式会社 長山組	那覇市港町2丁目14番7号	山里 秀夫	〃
22	株式会社 共立技研	那覇市松島2丁目1番31	源河 徳明	〃
51	株式会社 三星建設	那覇市小禄1丁目4番1号	瀬長 盛助	〃
67	呉設備工業	那覇市首里石嶺町3丁目295番地7	呉屋 盛夫	〃
72	株式会社 沖縄工業	那覇市字真地197番地7	仲間 寿芳	〃
82	株式会社 大宮設備	那覇市久茂地1丁目5番1号	宮城 昭一	〃
87	有限会社 三工興業設備	那覇市字国場1174番地5	立津 勝次	〃
94	有限会社 水都商会	那覇市楚辺2丁目24番14号	宮城 光雄	〃
115	株式会社 金吉設備工業	那覇市首里石嶺町4丁目208番地	金城 清紀	〃
118	國和設備工業 株式会社	那覇市港町3丁目7番58号	仲原 永博	〃
120	株式会社 和高建設工業	那覇市字国場1168番地22	新垣 宏	〃
133	尚平工業 株式会社	那覇市具志3丁目17番7号	平良 昭	〃
135	泉水設備 株式会社	那覇市識名3丁目22番12号	新城 正勝	〃
137	有限会社 宮城設備	那覇市上間1丁目33番3号	宮城 源一	〃
147	株式会社 沖尚設備	那覇市首里末吉町3丁目9番地2	末吉 律雄	〃
154	株式会社 信成工業	那覇市識名2丁目9番17号	西 信秋	〃
160	株式会社 新共電気工業	那覇市古波蔵4丁目13番12号	新垣 勇誠	〃
163	沖縄水質改良 株式会社	那覇市曙3丁目20番12号	天願 悟	〃

那覇市下水道排水設備指定工事店更新名簿

指定 番号	指 定 店 名		代 表 者	更新年月日
164	高良設備	那覇市小禄1丁目2番25号	高良 吉信	〃
191	有限会社 新起建設	那覇市首里鳥堀町4丁目101番地3	新垣 起則	〃
197	沖縄ガスリビング 株式会社	那覇市西3丁目13番2号	濱元 繁	〃
198	有限会社 向陽建設	那覇市字真地421番地2	久米 清次	〃
199	南光開発 株式会社	那覇市字国場1185番地の6	玉城 功佳	〃
201	那覇市管工事協同組合	那覇市寄宮3丁目17番22号	久高 将英	〃
303	株式会社 琉球冷機	那覇市字銘苅293番地1	川平 広	〃
304	有限会社 金城設備	糸満市字糸満2428番地9	金城 勇	〃
305	株式会社 丸和産業	今帰仁村字玉城623番地	當間 重和	〃
306	日の出電気	糸満市字糸満1410番地4	上地 吉隆	〃
307	有限会社 玉野企画	宜野湾市普天間2丁目46番1号	玉野 英世	〃
308	ケイエム設備企画	南城市大里字稲嶺621番地	眞座 孝信	〃
310	トモ企画	沖縄市山内1丁目10番8号	仲間 常弘	〃
312	有限会社 テクノ工業	沖縄市字古謝888番地1	島袋 公功	〃
313	有限会社 津嘉山ステンレス工業	沖縄市知花4丁目37番1号	宮平 正則	〃
314	株式会社 ビージ開発	那覇市字真地183番地	當間 茂人	〃
316	親川設備工事社	那覇市繁多川5丁目20番3号	親川 喜一郎	〃
317	株式会社 創設備	嘉手納町字水釜482番地	當山 重盛	〃
318	株式会社 沢建設	宜野湾市真志喜3丁目14番9号	賀数 稔	〃
320	有限会社 湧上産業	南城市大里字稲嶺1504番地2	湧上 政和	〃
321	有限会社 読谷電気水道工事社	読谷村字伊良皆373番地3	國吉 真和	〃
322	株式会社 大生商事	那覇市繁多川2丁目7番17号	砂辺 長吉	〃

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第 1 号

平成 1 8 年 4 月 2 0 日

施 行 済

那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠良雄

那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程（昭和61年教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「整理整頓」を「整理整とん」に改める。

第 5 条を次のように改める。

（総括安全衛生管理者等）

第 5 条 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、総括安全衛生管理者を置く。

第 7 条に次の 2 項を加える。

4 安全管理代理者は、小禄学校給食センター副所長をもって充てる。

5 次の学校給食センター副所長は、その勤務する給食センターの安全管理監督者として、安全管理者を補佐する。

首里学校給食センター

小禄学校給食センター

那覇学校給食センター

真和志学校給食センター

第10条第 2 項中「第 6 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に改める。

第17条第 2 号中「第 4 号」を「第 5 号」に改める。

付 則

この訓令は、平成18年 4 月20日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第5号

平成 1 8 年 4 月 2 8 日

施 行 済

那覇市教育委員会局議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会

教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会局議規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会局議規程（昭和61年那覇市教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、付議事項が、幼稚園についてのものであるとき及び幼稚園に関連するものを含むものであるときは、こどもみらい局長及びこどもみらい課長を加えるものとする。

第6条第2項中「開催」を「局議を開催」に改める。

第7条中「総務課主幹」を「総務課長」に改める。

付 則

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第5号

平成 1 8 年 5 月 1 5 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第2項の規定により、平成18年6月3日（土）から同年6月7日（水）まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬良垣 武安縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
 那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第6号

平成 1 8 年 5 月 1 5 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第2項の規定により、平成18年6月3日から平成18年6月7日までに縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬良垣 武安

縦覧の場所

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局